



Title	カジノ税に関する一考察
Author(s)	栗原, 克文
Citation	経営と経済, vol.89(1), pp.17-34; 2009
Issue Date	2009-06
URL	http://hdl.handle.net/10069/23392
Right	

This document is downloaded at: 2019-02-22T10:29:50Z

カジノ税に関する一考察

栗原克文

Abstract

The introduction of casinos has been under discussion within various organizations throughout Japan . Were casino activities to be legalized, the taxation of casinos would be one of the most important issues to be considered . This article provides an overview of casino taxation from the aspects of rationale, scheme, effects, characteristics and uses of revenue . The casino taxes are not only the issue of government revenue . The scheme of the revenue and expenditure of casino taxes has a potential to provide new opportunities on public finance .

Keywords: Casino taxation, Public finance

目次

はじめに

カジノに課税する論拠 (rationale)

カジノ税の仕組み

カジノの経済効果とカジノ税の性質

カジノ税収の使途と地方分権

おわりに

はじめに

現在, 世界の120カ国以上の国でカジノが導入されている。日本においても観光振興, 地域活性化等を期待してカジノ導入を目指す動きがみられ, カ

ジノ導入の是非についての検討が行われている。

2001年には自民党議員による「公営カジノを考える会」が発足した¹。2006年に自民党政務調査会観光特別委員会に「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」が設けられ、2007年6月には「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」がまとめられた²。民主党では2008年に「新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチーム」が党政策調査会に設置され、カジノ・エンターテイメント産業の導入等について検討が行われている³。

多くの地方自治体においてもカジノ導入に関する検討が行われている。2003年2月にはカジノ推進に賛同する都道府県が連携した「地方自治体カジノ研究会」が発足し、2004年には研究報告書が作成されている⁴。東京都では、石原慎太郎知事がカジノ誘致を提唱しており、「カジノの事業制度に関する調査研究報告書」（2003年12月）を発表するなどの取り組みを行っている。民間団体においても、例えば「社団法人日本プロジェクト産業協議会」がカジノについての調査・研究を行っているほか、九州ではカジノを含む統合リゾート導入の経済効果等を検討する「西九州統合型リゾート研究会」が2007年8月に発足するなど、多くの検討が行われている⁵。

カジノ合法化の是非は幅広い観点から検討されるべきであるが、仮に日本

1 この会は2002年6月に「カジノと国際観光を考える会」に、同年12月に「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」に改称されている。

2 この基本方針では、カジノ設置は最大10箇所程度（当初は2～3箇所）、施行主体は地方公共団体、運営は民間委託も可能とされている。また、「施行がもたらす収益金は地方公共団体に帰属する（よって税方式にはならない）」とされている。

3 このプロジェクトチームは1999年に設立された「民主党娯楽産業健全育成研究会」の研究実績を継承して検討している。

4 この研究会は2004年8月に「地方自治体カジノ協議会」に改編されている。

5 その他多くの自治体や団体での検討状況については、例えば(財)広域関東圏産業活性化センター(2004)1-9頁参照。

においてカジノが合法化される場合には、カジノに対する課税のあり方も重要な論点となる。本稿はカジノ合法化の是非について焦点を当てるものではなく、カジノ税に関連する諸論点について、米国を中心とした諸外国の状況や研究を整理しつつ考察を加えるものである。第 1 章においてはカジノに課税する論拠について整理し、第 2 章においてはカジノ税の仕組みについて整理、検討する。第 3 章においてはカジノの経済効果やカジノ税の逆進性といったカジノ及びカジノ税の性質について考察する。第 4 章においてはカジノ税収の使途と地方分権について検討する。

カジノに課税する論拠 (rationale)

カジノが導入されている国・地域においては、形態や税率等の相違はあるものの、カジノからの収益の一部は公共財源に組み込まれている。つまり、税、税類似の料金あるいは収益金の公共財源への組み入れといった形態でカジノ関連収益の一定額を徴収する仕組みがとられているが⁶、カジノに対して課税する論拠としては以下が挙げられる。

(a) Sin Tax (罪悪税)

第一は、カジノは社会へ潜在的に悪影響を及ぼす懸念があるために、カジノへの過度の依存を防止し、悪影響を緩和するために課税するという理由である。カジノへの課税によりカジノ依存の防止効果が高まるかは、設定される税の水準、カジノ利用者の需要の価格弾力性等によることになる。

(b) カジノに関連する公共的コストをまかなうための財源確保

第二は、カジノ運営のコスト、カジノに関連するインフラ整備、地域の安全確保、カジノ依存症への対応等カジノ関連の公共的コストをまかなう財源を確保するために課税するというものである。この点を重視すると、カジノ

6 本稿では、税のほか、料金や収益金の公共財源への組み入れを含めて広義のカジノ税と考えて検討を加える。

導入に伴う公共のコスト増加に対応するといった特定の目的にカジノ税収を充当する特定財源化が考慮されることになる。

(c) カジノを運営するという特権(rent)に対する課税

第三に、カジノ事業への参入に制限が設けられカジノ運営者が限定される場合、カジノ運営者が超過利益を享受できることから、カジノ運営という「特権」から生じる利益に対して課税するというものである。この場合、カジノ税はカジノ利用者に対する課税というよりはカジノ運営者に対する課税となるが、その税負担がカジノ利用者にどの程度転嫁されるかはカジノ運営者間の競争状況、カジノ利用者の需要の価格弾力性等に左右されることになる。

(d) 負担能力に応じた課税

第四は、カジノを利用する者が有する担税力に着目するものである。カジノは余裕資金により行うという前提の下では、税負担能力に基づく応能課税の考え方が見出されるが、一方で、後述するようにカジノ税の負担は逆進的という面を有することに留意が必要である。

カジノ税の仕組み

カジノ税の仕組みはカジノの経営主体・運営主体によって異なってくる。経営主体と運営主体の組み合わせとして考えられるのは、第一に、国や地方自治体が経営主体かつ運営主体（独立行政法人等の特別の法人を設立して運営する場合を含む）となるケースである。この場合、カジノ収益の一部を国又は地方自治体の財源に組み入れることとなるが、この組み入れも広義のカジノ税と考えられる。第二に、経営主体は国や地方自治体であるが、運営主体は民間事業者となるケースである。この場合、カジノ収益の一部が国や地方自治体財源へ組み入れられるとともに、運営主体である民間事業者に対する税あるいは民間事業者を徴収義務者とした税が課されることとなる。第三

に、例えば米国のラスベガスに見られるように、民間事業者が経営主体かつ運営主体となるケースである。この場合は民間事業者に対して、あるいは民間事業者を納税義務者としてカジノ税が課されることとなる。経営主体と運営主体の組み合わせにより、税、料金あるいはカジノ収益金の公共財源への組み入れなどの仕組みが分かれてくる。カジノが行われている米国各州を参照すると、カジノ税の形態は大きく以下のように分類できる。

(a) カジノ事業者に対するもの

カジノ収益税：カジノ総収益（カジノの総収入からカジノ利用者への支払額を控除した額⁷）に対する課税。累進税率となっている州と一定税率となっている州とがある。

使用機器に対する税：カジノで使用するゲーム機やテーブルに対する課税。

ライセンス料：カジノ事業者へのライセンス発行、更新の際の料金。ライセンスに係る審査費用分を料金としている例もある。

(b) カジノ利用者に対するもの

入場料：カジノ利用者がカジノへ入場する際に徴収する料金。

ホテル、飲食等への課税：カジノに関連する宿泊、飲食、各種エンターテイメント等の代金に対して他の税とは別途上乘せされて課税されるもの。

このようにカジノ税の形態は多岐にわたっており、カジノが導入されている地域ではこれらを組み合わせている。税率も多様である。米国各州の船上カジノ（Riverboat Casino）の収益税の税率は総収益の0.25～70%となっている。陸上カジノ（Land based Casino）の収益税は、ネバダ州では3.5%～6.75%の累進税率、ニュージャージー州とミシガン州では定率（それぞれ8%、24%）となっている。入場料は主として船上カジノで徴収されており、最低はミズーリ州の2ドル、最高はイリノイ州の5ドルとなっている。この

7 Adjusted Gross Receipt あるいは Adjusted Gross Proceeds などと呼ばれる。

他、ライセンス料やスロットマシン税など、州により多様な種類の税が課されている（表1参照）。

（表1）米国各州におけるカジノ税の概要

州	カジノ税の概要
コロラド州	[陸上カジノ] 収益税：総収益に対して、0.25%-20%まで6段階の税率
イリノイ州	[船上カジノ] 入場料：4ドル（小規模施設）又は5ドル（大規模施設） 収益税：総収益に対して15%-70%まで7段階の税率
インディアナ州	[船上カジノ] 入場料：3ドル 収益税：総収益に対して15%-35%まで5段階の課税（クルージング・ボートでは22.5%）
アイオワ州	[Excursion Boat Gambling] ライセンス料：従業員を含め積載可能人員数×5ドル 入場料：州が50セント課税、市及びカウンティはそれぞれ50セント課税可能 収益税：総収益に対して5%-20%まで3段階の税率
ルイジアナ州	[船上カジノ] 収益税：月の総収益に対して18.5%-21.5%まで3段階の税率 入場料：地域により2.5ドル又は3ドル [陸上カジノ（ニューオーリンズ）] 収益税：純収益の21.5%と5,000万ドルとの大きい金額
ミシガン州	[陸上カジノ] 収益税：月の総収益に対して18%（2004年よりさらに6%追加） 市のサービス料：総収入の1.25%と400万ドルとの大きい金額
ミシシッピー州	[船上カジノ] 収益税：月の総収入（Gross Revenue）に対して4-8%まで3段階の税率（加えて市又はカウンティが0.4-0.8%を課税可能なほか、多くの地方政府が月の総収入の3.2%を追加的に課税）
ミズーリ州	[船上カジノ] 入場料：2ドル 収益税：総収益の20%（18%が州、2%が市又はカウンティ）

<p>ネバダ州</p>	<p>[陸上カジノ] 収益税：総収益に対して3.5%-6.75%まで3段階の税率 スロットマシンへの税：一台につき年250ドル，四半期ごとに一台20ドル ゲームのライセンス料：1ゲーム100ドル。さらに17ゲーム以上は16,000ドルに加え1ゲーム200ドルの年間ライセンス料（さらに四半期ごとのライセンス料あり） ライブ・エンターテイメント税：入場料，飲食代金，商品売上に対して10%（制限付ライセンス）又は5%（無制限ライセンス）</p>
<p>ニュージャージー州</p>	<p>[陸上カジノ] 収益税：総収益の8% ライセンス料：開始時最低20万ドル，毎年の最低更新料10万ドル，スロットマシンは一台500ドル 投資代替税(Investment alternative tax)：総収益の2.5% その他：カジノ関連のエンターテイメント，飲食，宿泊等に対して4.25% 複数種類のスロットマシンを有する会社の場合，総収入の8% カジノによるサービス宿泊一部屋につき1日3ドル</p>
<p>サウスダコタ州</p>	<p>[Limited-stakes Gambling Tax] 収益税：総収益の8%</p>

(出所) Anderson (2005) 308-312頁及び National Conference of State Legislatures (2004)

カジノ産業に対してはカジノ税のほかにも多くの種類の税が課される。カジノを運営する法人には法人税が課税され、カジノに関連する物品販売やサービスは付加価値税の対象になっている⁸。また、カジノ産業に従事する従業員の給与所得に対して所得税が課され、カジノ事業者の有する固定資産については固定資産税が課される。

カジノ税の種類や税率水準をどのように設計すべきかは、社会がカジノをどのように位置づけていくかによる。カジノを健全な娯楽と位置づけ、

8 米国には付加価値税はなく、州ごとに小売段階での物品売上に対する売上税が存在する。

カジノからの儲けを考える必要ない場合には、比較的高い税率を設定することも許容されるであろう⁹。一方、娯楽としてのカジノを想定しつつ民間事業者が運営する場合、カジノの普及による観光振興の観点、カジノ事業からの直接の税収効果だけではなく関連する産業の振興からもたらされる増収効果を期待する観点からは、比較的低い税率が望ましいことになる。また、宝くじ、スポーツ振興くじ等とのバランスも考慮する必要もあろう。

カジノ税の設計に関する検討では、執行可能性の考慮も重要である。カジノ事業者に課税した上でカジノ参加者それぞれにもカジノでの収益を事後的に課税する（例えばカジノ参加者が所得税の確定申告を行う¹⁰）のは、適切な申告を確保するための執行可能性、カジノの発展及び重複的課税の排除¹¹の観点から望ましいとは言えず、カジノ事業者段階での課税が的確に行われることを前提とすれば、カジノ参加者が獲得するカジノ収益への課税はカジノ事業者段階で完結することとし、カジノ参加者段階での課税としないことも一考の余地があると考えられる。

カジノの経済効果とカジノ税の性質

カジノが経済に及ぼす効果を詳細に分析することは本稿のテーマの範囲外であるが、カジノ税のあり方を考える上で、カジノの経済効果や社会的影響を考慮する必要があるため、以下では米国会計検査院の報告書等の内容を略述した上で、カジノ税の逆進性について検討する。

9 例えばドイツでは、カジノは国民に健全な娯楽を提供する事業であり、かつ公共サービスの性格が強いので、儲けを考える必要がないとの考え方から、税率が相対的に高く設定されているという（東京都（2003年）30頁）。

10 例えば日本では、国内の宝くじは所得税の課税対象から除かれている一方、競馬の当選金は課税対象となっている。

11 カジノ総収益に対して収益税がカジノ事業者に課税されるとともに、カジノ利用者のカジノ収益に対して課税すると二段階での課税となる。

(1) カジノの経済効果

米国会計検査院は National Gambling Impact Study Commission(NGISC) が1999年6月に行った検討を整理している¹²。主な内容は以下のとおりである。

- (a) ギャンブル（特にカジノ）の合法化は、大きな雇用創出効果があり、失業率の減少と失業保険支払いの減少をもたらす。例えば1996年にギャンブルが合法化されたニュージャージー州では雇用が50万人拡大した。
- (b) ギャンブルと破産件数との一般的な因果関係について NGISC は報告していないが、ギャンブル依存症による破産が一般の人々よりも多いことは確認されている。アトランティックシティにおける破産率はニュージャージー州の平均や連邦の平均を上回っている。1990年から1998年の間における10万人当たりの破産件数は、ニュージャージー州では282件から555件と約2倍に増加したのに対し、同州のアトランティックシティでは385件から1,019件と約3倍に大きく増加した。連邦レベルではニュージャージー州と近似した件数となっている。
- (c) カジノ産業は連邦、州、地方政府に29億ドルの歳入をもたらした(1995年)。アトランティックシティにおけるカジノ産業は、3.19億ドルのギャンブル税をニュージャージー州に納付し、約8,660万ドルの固定資産税をアトランティックシティに納付した(1998年)。これは市の固定資産税全体の約80%に相当する。

また、American Gaming Association が行ったネバダ州でのカジノの経済効果・社会的影響についての分析¹³では以下のような指摘がなされている。

- (a) 1997年の観光客数は4,220万人で、250億ドルを消費した。

12 General Accounting Office (2000) at 6-7.

13 American Gaming Association (1999).

- (b) 1997年度の州のゲーミング収入は780億ドル、カジノ税収は22億ドルに達した。
- (c) カジノ関連の直接的な就業者数は307,500人で、州の就業者の約35% (1997年)を占める。間接的な関連産業まで含めると州の就業者の約60% (1995年)に上る。
- (d) カジノ産業の州及び市への財政的貢献は毎年22億ドルに上る。

このほかにも、Indian Gaming Regulatory Act of 1988により多くの地域でカジノが導入されたが¹⁴、カジノが導入された地域での経済効果を分析した研究によると、カジノ導入後4年で雇用が26%増加、人口が12%増加、貧困率（貧困層に分類される勤労者の割合）が14%減少したという。しかし一方で、カジノ導入の数年後には破産率、犯罪率、自動車の盗難、窃盗がそれぞれ10%程度上昇したという面もあるとされている¹⁵。

カジノと他のギャンブルとの関係では、カジノと他のギャンブルとが競合関係にあり、税収が代替的なものがあるとの分析が示されている。例えば、スロットマシンからのカジノ税収が増加すると、宝くじからの収益が減少する傾向がみられるという¹⁶。

(2) カジノ税の性質

このようにカジノ導入効果はプラスの面とマイナスの面の双方を有するが、カジノ税はどのような性質を有するのであろうか。

カジノ税の論拠をカジノ運営の特権(rent)に求めるとすると、カジノ税は

14 Indian Gaming Regulatory Act of 1988は、米国においてIndian 保留区内で保留区の種族が運営する「インディアン・カジノ」を規制するものである。現在約200の種族がカジノを運営しているとされる(三井トラスト・ホールディングス(2002)21頁注4)。インディアン・カジノに対して州税は課されない(ただし州政府との間で歳入分配取極(revenue sharing agreement)を有するケースはある)。

15 Evans and Topoleski (2002).

16 Anderson (2005) at 313.

カジノ事業者の超過利益に課税しているためカジノ参加者に対する課税ではなく、必ずしも逆進的ではないことになる¹⁷。一方、すべてのカジノ参加者において需要の価格弾力性が0という仮定においては、カジノ税はすべてカジノ参加者に帰着し逆進的といえるが、弾力性が0という仮定は現実的ではなく、負担はカジノ業者とカジノ参加者に配分されよう。

それでは、カジノ税の納税義務者はカジノ事業者となるが、その税負担はどのような所得階層により負担されやすいのだろうか。税負担の逆進性についてカジノのある地域とカジノのない地域とでどちらが高いかについて、ミシシッピ州におけるカジノ税の帰着を考察した研究によると、カジノのあるカウンティにおいてより逆進的との結果が示されている¹⁸。同研究では、一般に低所得者ほどカジノへの参加率が高くなることが伺える。また、教育水準が上昇するにつれて、その地域のゲーミング歳入が減少するという傾向もあると指摘されている。また、米国の売上税との比較において、カジノ税はより逆進的との分析もある¹⁹。

このように、カジノ税は大きな経済的効果を有する一方、逆進性を有する。垂直的公平や低所得者のカジノ依存の社会問題を考えた場合、ゲーミング税を低くし、入場料(entrance fee)を高めに設定するという選択もありえよう。低所得者のカジノ参加を減退させる効果があり、欧州では、一般にこのようなカジノ運営が行われている²⁰。

カジノ税の逆進性という性質は、例えば、スポーツ振興くじの収益金の一部がスポーツ振興に充てられているように²¹、カジノ税収を低所得者向けの

17 Anderson (2005) at 319.

18 Rivenbark (1998) at 583-598.

19 Anderson (2005) at 319.

20 Rivenbark (1998) at 596.

21 スポーツ振興くじの収益は、その3分の1が国庫納付、3分の1が地方公共団体等が行うスポーツ振興事業の資金の支給に、残りの3分の1がスポーツ団体が行うスポーツ振興事業の資金の支給に充てられる。

支出，所得再配分に資する支出，教育や治安強化に充当すべきとの意見をサポートすることになる²²。カジノ税をこうした支出に特定財源化するか否かについては，導入時に十分議論されるべき論点である。

カジノ税収の使途と地方分権

カジノ税が国税か地方税かについては，フランスやオーストリアでは国がカジノ税を徴収し，その一定割合を地方に配分しているケースはあるものの，多くの国や地域では地方税となっており²³，カジノ税は地方自治体の財政に貢献している。

米国におけるカジノ税の原型は1931年にカジノが導入されたネバダ州であるが，ネバダ州の税収が48.06億ドル²⁴のところ，カジノ税（収益税，スロットマシンへの税，ライセンス料など）の税収は10.34億ドル²⁵であり歳入の21.5%に上る。さらにカジノ関連産業からの税収の州歳入に占める割合は38%にも上るとされており²⁶，カジノの州財政へ与える影響は極めて大きなものになっている²⁷。カジノ税だけではなく，カジノ観光客からの売上税収入，カジノ関連ビジネスの就業者からの所得税収入，カジノ関連企業の法人税収入等を勘案すると歳入への貢献はさらに大きなものとなる。ネバダ州以外の州においても，幅はあるもののカジノ税収²⁸は相当大きな金額となって

22 Anderson (2005) at 320.

23 地方自治体カジノ研究会「地方自治体カジノ研究会 研究報告書」2004年3月，36頁。

24 Department of Taxation, State of Nevada, The Annual Report for the fiscal year ending June 30, 2007, January 2008.

25 American Gaming Association (2008).

26 Anderson(2005) at 318.

27 歳入だけでなく，カジノ売上げは128.5億ドル，カジノ産業の従業員数は201,953人，従業員に対する給与総額は86.3億ドルと，カジノ産業のインパクトは，経済，雇用等の面からも大きい(いずれも2006年。American Gaming Association (2008))。

28 州税が課されないインディアン・カジノの税収は含まれていない。

いる（表2参照）。

（表2）商業カジノを行っている米国各州のカジノ税収等

州	カジノ税収	運営カジノ数	カジノ形態	合法化された年
コロラド州	1億1,541万ドル	45	陸上	1990
イリノイ州	8億3,390万ドル	9	船上	1990
インディアナ州	8億4,199万ドル	11	船上	1993
アイオワ州	3億1,478万ドル	17	船上、陸上、競馬場	1989
ルイジアナ州	5億5,919万ドル	18	船上、陸上、競馬場	1991
ミシガン州	3億6,560万ドル	3	陸上	1996
ミシシッピ州	3億5,044万ドル	29	陸上、ドック地域	1990
ミズーリ州	4億1,733万ドル	12	船上	1993
ネバダ州	10億3,400万ドル	270	陸上	1931
ニュージャージー州	4億7,472万ドル	11	陸上	1978
ペンシルバニア州	4億7,276万ドル	N.A.	陸上、競馬場	2004
サウスダコタ州	1,493万ドル	36	陸上	1989

（出所）American Gaming Association (2008)

オーストラリアにおいてもカジノ税等ギャンブル関連歳入は財政上重要な位置づけとなっており、州政府の歳入に対するギャンブル関連歳入の割合は、各州の平均で11.7%（1997年度）に上っている²⁹。

カジノの導入による効果は、観光振興、地域活性化、雇用創出、新たな財源の可能性等の観点から捉えることができるが、財政の厳しい地方政府にとって、カジノ税の収入は地方財政の一助となり、さらには地方分権を進めていく上での推進力ともなる可能性もある。仮にカジノ税が諸外国で一般的であるように地方税とされるならば、その仕組みは全国一律である必要はなく、

29 自治体国際化協会(2003)別表2。

各地域で多様性があるようであろう。カジノ税の仕組みには多様な選択肢があり、エンターテイメントとしてのカジノの位置づけ、目指す社会のあり方、カジノ産業の発展等の観点を考慮しつつ、カジノ税の設計や用途を各自治体がそれぞれ決定していくべきであろう。各自治体がそれぞれ工夫を凝らして、地域における魅力あるエンターテイメントを創っていくと同時に財政の一助となるカジノ税の仕組みを構築していく取り組みは、地方分権の推進にもつながっていくものであろう。

カジノ税収の用途をみると、カジノ税収の一部を教育や福祉等への特定財源化している地域も多い。米国では13州でカジノが行われており³⁰、そのうち、コネチカット州、ネバダ州ではカジノ税の全額を一般財源としている。残りの州は全部又は一部を特定財源化しているが、どのくらいの割合を特定財源化しているかはまちまちである。例えば、ミシガン州ではカジノ税収の45%は州立学校への支援基金、55%はカジノが所在する市の治安、経済開発に充てられている。ニュージャージー州では大部分が高齢者・障害者向け財政支援に充てられている。コロラド州では約5割が歴史的遺産保全等への特定財源となっている。ルイジアナ州では、船上カジノは9%が教育基金、1%がギャンブルプログラム、残りは一般財源、陸上カジノは全て教育基金に充てられている。アイオワ州では特定財源となっているのはごく一部で大

(表3) 米国のカジノ税収の用途

州	税収の用途
コロラド州	28%：歴史的遺産保全 12%：ゲーミング税収に応じ特定のカウンティ政府 10%：ゲーミング税収に応じ特定の地方政府 0.2%：旅行・ツーリズム振興ファンド 49.8%：州一般財源(ただし一部は用途限定)

30 27州で合法化されている Indian Casino を除く。

イリノイ州	地方政府及び州教育支援ファンド
インディアナ州	入場料：3ドルのうち、1ドルはカジノのある市、1ドルはカジノのあるカウンティ、1ドルはツーリズム、メンタルヘルス、州競馬等 収益税：25%はカジノのある市及びカウンティ、75%は資産税代替ファンド及び Build Indiana Fund
アイオワ州	総収益の0.5%はカジノのある市、同0.5%はカジノのあるカウンティ、同0.3%はギャンブラー支援ファンド 残りは州の一般財源
ルイジアナ州	9%：教育 1%：ギャンブル・プログラム 残りはギャンブル運営の財源
ミシガン州	45%：州立学校支援ファンド 55%：カジノのある市（治安、経済発展の目的） 追加6%分：1/3は市（治安、経済発展の目的）、7/12は一般財源、1/12は農業発展
ミシシッピ州	300万ドル又は月の総収入25%との大きい額：退職金用債券 300万ドル超（総収入25%未満）：高速道路ファンド 残りは州一般財源
ミズーリ州	入場料：1ドルは州ゲーミング協会、1ドルはカジノのある市及びカウンティ 収益税：総収益の2%は市又はカウンティ、残りは州政府（退職軍人、教育プログラム）
ネバダ州	地方政府及び州の一般財源
ニュージャージー州	高齢者及び障害者財政支援
サウスダコタ州	68億ドルまでの歳入部分：40%はツーリズム振興、10%はカジノのあるカウンティ、ゲーミング協会の運営実費、10万ドルは歴史遺産保存、残りは歴史遺産保存ファンド 68億ドル超の歳入部分：70%は州一般財源、30%はカジノのあるカウンティ、市

(出所) 表1に同じ。

部分は一般財源となっている³¹（表3参照）。

カジノに直接関連するコスト（カジノのためのインフラ整備，ギャンブル依存症対策，治安維持等）は特定財源化により優先的に賄うとしても，他の分野への特定財源化は慎重であるべきではないかと思われる。

宝くじ（Lottery）の収益の用途の特定財源化の状況を考察した研究がある。米国38州の宝くじのうち，16州は収益を教育費に充当しているが，Evans・Topoleski（2005）はその特定財源化の教育費に与える効果を分析した。収益の増加に相応した教育費の増加は見込めないが，教育費の増加（50%から70%程度）は認められた³²。つまり，相当程度の教育費増加効果があるものの，従来の教育費が他の支出に充当されるため，特定財源化しても歳入の全額が教育費増加に反映されるわけではない³³。

カジノ税は逆進的なので，低所得者向けの歳出により厚めに配分することが望ましいとも考えられる。しかし，低所得者支援であれば福祉政策全体の中で優先順位をつけて歳出を考えていく方が効率的であり，カジノ税収が特定の細目の支出に特定財源化されていると逆に非効率になるおそれがある。したがって，より効率的な歳出といった観点からは，できるだけ特定財源化せず，優先度合いの高いものから支出するほうが合理的と思われる。

カジノ税の用途については，カジノを地域社会の中でどのように位置づけるかによって異なってこようが，歳入を有効に使うという観点からは，直接必要となるインフラ整備やカジノ依存症対策費用等はカジノ税収から優先的に支出し，残りの部分については用途を限定せずに各地方自治体の優先度合いの高いものから支出（一般財源）とした方が，地域社会にとってより有効に活用できるものと思われる。

カジノ税収の用途については，(a)犯罪防止，ギャンブル依存症対策，逆進性の是正，観光振興など，カジノ導入に伴う環境整備をいかに図っていく

31 National Conference of State Legislatures (2004).

32 Evans・Zhang (2005).

33 Anderson (2005)at315でも同様のことが指摘されている。

か、(b)それらを一般財源の中から賄っていくか、特定財源化するか、(c)特定財源化した場合、不急の財政支出が優先される可能性がないかなどの観点を含めて、地方行政全体の枠組みの中で考えていくべきであろう。

おわりに

本稿では、米国等の状況や研究を整理しつつ、カジノ税に関連する諸論点について検討した。多様なカジノ税の仕組みの中からどのような設計を選択するかは、カジノの経済効果やカジノ税の性質を踏まえて決定すべきであるが、カジノ税は単に歳入という観点だけではなく、公共財政に新たな機会を提供するものであり、税の仕組みやその用途のあり方は、地方分権のあり方にまでつながっていく問題である。カジノ合法化の是非について、税収に与える効果、さらには地方分権の一助となり得る効果にも着目した上で幅広い観点からの検討が一層深まっていくことが期待され、仮に合法化される場合にはカジノ税のあり方、さらにカジノ税収の用途についての議論を深めていくことが必要である。

参 考 文 献

- (財) 広域関東圏産業活性化センター「カジノの運営主体及び地域経済等に及ぼす影響調査調査報告書」2004年3月
- (財) 自治体国際化協会「海外事業所特集 特集4：オーストラリアのギャンブルと自治体の関係」自治体国際フォーラム160号，2003年2月号
(http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/160_4/INDEX.HTM)
- 東京都「カジノの事業制度に関する調査研究報告書」2003年12月
- 三井トラスト・ホールディングス「米国カジノ産業の研究」調査レポートNo.30,2002年10月
- American Gaming Association, “Industry Information, State Information: Statistics”, 2008.
(<http://www.americangaming.org/Industry/state/statistics.cfm>)
- ，“Casino Gaming in America: Key Findings of the National Gaming Impact Study Commission (1997-99)”，1999.

- Anderson, John E. , “ Casino Taxation in the United States ” , National Tax Journal Vol. LVIII, No.2 , June 2005.
- Evans, William N. and Topoleski, Julie H. , “ The Social and Economic Impact of Native American Casinos ” , NBER Working Paper Series 9198 , National Bureau of Economic Research, September 2002.
- Evans, William N. and Zhang, Ping , “ The Impact of Earmarked Lottery Revenue on State Education Expenditure ” , March 2005 .
(http://www.bsos.umd.edu/econ/evans/wpapers/evans_zhang_earmark_lottery.pdf.)
- General Accounting Office, Impact of Gambling, Economic Effects More Measurable than Social Effects, GAO/GGD-00-78 , April 2000.
- National Conference of State Legislatures , “ State Casino Taxes ” , Denver, Colorado, June 4 , 2004.
- Rivenbark, William C. , “ The Tax Incidence of Casino Gaming in Mississippi ” , Public Finance Review, Vol.26 No.6 , November 1998.